

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	三六	○県営土地改良事業計画を定めた件	三六
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件	三六	○保安林の指定を解除する予定である件	三六
○漁業災害補償法による届出に係る特定第二号漁業者の同意について規定する要件に適合すると認める件	三六	○道路の区域を変更する件	三六
○土地改良区の定款の変更を認可し	三六	○道路の供用を開始する件	三六
		福島県公安委員会	
		○道路交通法による指定講習機関として指定した件の一部を改正する件	三六
		○道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件の一部を改正する件	三六

## 告 示

### 福島県告示第三百六十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成十九年五月二十二日から同年九月二十五日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県東中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び田村市産業建設部産業課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年五月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
リオン・ドール船引ショッピングセンター 田村市船引町船引字川代七十八ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 1 大規模小売店舗を設置する者  
名称 株式会社小池  
代表者の氏名 代表取締役 小池 伸典  
住所 会津若松市中町四―三十六
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者  
名称 株式会社大創産業  
代表者の氏名 代表取締役 矢野 博文  
住所 広島県東広島市西条吉行東一―四―十四  
名称 株式会社リオン・ドールコーポレーション  
代表者の氏名 代表取締役 小池 伸典  
住所 会津若松市中町四―三十六  
名称 株式会社サンドラッグ  
代表者の氏名 代表取締役 才津 達郎  
住所 東京都府中市若松町一―三十八―一  
名称 株式会社レオクラブインターナショナル  
代表者の氏名 代表取締役 小池 伸典  
住所 会津若松市中町四―三十六
- 三 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十年一月十日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
五千五百四十平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
1 駐車場の位置及び収容台数  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 収容台数 四百四十五台  
2 駐輪場の位置及び収容台数  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 収容台数 二百二十八台  
3 荷さばき施設の位置及び面積  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 面積 五百七十九平方メートル  
4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 容量 六十七立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(一) 株式会社大創産業  
1) 開店時刻 午前九時  
2) 閉店時刻 午後九時四十五分

(二) 株式会社リオン・ドールコーポレーション

(1) 開店時刻 午前九時

(2) 閉店時刻 翌日の午前零時

(三) 株式会社サンドラッグ

(1) 開店時刻 午前九時

(2) 閉店時刻 午後九時四十五分

(四) 株式会社レオクラブインターナショナル

(1) 開店時刻 午前九時

(2) 閉店時刻 翌日の午前一時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から翌日の午前一時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 三か所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後十時まで

七 届出年月日  
平成十九年五月九日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第三百六十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年五月二十二日から同年六月二十二日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
平成十九年五月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール喜多方西店 喜多方市字押切南二丁目四十二番

二 法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第三百六十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年五月二十二日から同年六月二十二日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづく

りグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び郡山市商工労働部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。  
平成十九年五月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

JR郡山市民市場 郡山市燧田百九十五番地

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第三百六十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年五月二十二日から同年六月二十二日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。  
平成十九年五月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル梁川店 伊達市梁川町字右城町十五番地ほか

二 法第八条第一項の規定により伊達市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第三百六十九号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十五条において準用する同法第五十五条の二第三項の規定による発起人佐藤栄喜ほか一名からの平成十九年四月二十七日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。  
平成十九年五月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

(生産流通領域水産グループ)

福島県告示第三百七十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、会津大川土地改良区から平成十九年四月四日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年五月十五日認可した。  
平成十九年五月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県告示第三百七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、江花川沿岸土地改良区から平成十九年四月二十七日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年五月十六日認可した。  
平成十九年五月二十二日

福島県知事 佐藤雄平  
(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第三百七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、会津北部土地改良区から平成十九年三月二十七日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年五月十六日認可した。  
平成十九年五月二十二日

福島県知事 佐藤雄平  
(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第三百七十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、大久地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成十九年五月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年五月二十三日から  
同 年六月十一日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

いわき市役所

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第三百七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。  
平成十九年五月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

一 解除予定保安林の所在場所

(農村整備領域農村計画グループ)

二 いわき市仁井田町松原六八  
保安林として指定された目的  
水害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(森林林業領域治山対策グループ)

福島県告示第三百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県北建設事務所で平成十九年五月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成十九年五月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道飯野 三春石川 線	二本松市木幡字黒木内 一七二番一地从先から 同 市木幡字黒木内 一三二番五地先まで	変更前	一一・三 二二・二	一四七・〇
		変更後	一一・三 二九・三	一四七・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第三百七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県北建設事務所で平成十九年五月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成十九年五月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道福島安達線	二本松市油井字福岡四五二番一地从先から 同 市油井字福岡二一四番地先まで	平成一九年 五月二二日

(道路領域道路企画グループ)

## 福島県公安委員会

### 福島県公安委員会告示第17号

道路交通法による指定講習機関として指定した件 (平成3年福島県公安委員会告示第7号) の一部を次のように改正する。

平成19年 5月22日

福島県公安委員長 栗野 章  
1の表会津総合開発株式会社の中 「庄司久一郎」を「庄司 弘」に改める。  
(運転免許課)

### 福島県公安委員会告示第18号

道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件 (平成12年福島県公安委員会告示第33号) の一部を次のように改正する。

平成19年 5月22日

福島県公安委員長 栗野 章  
1の表会津総合開発株式会社の中 「庄司久一郎」を「庄司 弘」に改める。  
(運転免許課)